

令和7年10月3日

入札説明書等に対する質問回答

事業名：国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業

「国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書(1回目)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	3	第2章	3	(6)	事業期間等	施設整備期間について、入札時積算数量図面書の通り、「設計期間1年・工事期間7年」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	第2章	3	(6)	事業期間等	「締結日から令和31年3月31日までの約23年間を予定する。」とありますが、以下の理解でよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事業務を1年短縮した場合、事業期間の終了日は1年前倒しされる。 ②設計業務、工事業務を1年短縮し、国への所有権移転を前倒した場合、割賦方式(15回払い)による支払い開始年度も1年前倒しされる。 ③事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①②については、ご理解のとおりです。 ③については、入札説明書 添付1-1及び1-2「事業契約書(案)」に記載のとおりとします。なお、事業期間については近畿地方整備局と協議の上、決定します。
3	入札説明書	19	第4章	5	(6)	入札執行回数	予算決算及び会計令第99条の2による随意契約(以下「不落随契」)に移行する場合の、参加希望者を募る基準をご教授ください。	2回目の入札を行った者を対象とします。
4	入札説明書	21～22	第5章	3	(2)	第二次審査	「なお、審査過程において第二次審査提出書類を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。」とありますが、ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。	第二次審査提出書類を提出した入札参加者へ別途通知します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	入札説明書	21～22	第5章	3	(2)	第二次審査	ヒアリングの実施日時について、「詳細は 令和8年1月9日(金)までに各入札参加者に 通知する。」とありますが、入札価格を確認した後に、ヒアリングを実施するように変更をお願い致します。	入札説明書記載のとおりとします。
6	入札説明書	22	第5章	3	(3)	開札	「入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。」とありますが、最低制限価格の基準はありますでしょうか。	最低制限価格は設けておりません。
7	入札説明書	22	第5章	3	(3)	開札	PSCの整備工事費は、何工区の分割で設定していますでしょうか。また、分割発注による発注手間の経費等を考慮していますでしょうか。	本入札公告に関わらない特定事業の選定に係る質問のため、回答は控えさせていただきます。入札価格の算出は、入札時積算数量図面書及び見積参考資料を基にお願いします。
8	事業契約書(案)	11	第2章	第20条	-	事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は他PFI事業の総括代理人と兼務してもよろしいでしょうか。	他のPFI事業との兼務は可とします。
9	事業契約書(案)	11	第2章	第20条	-	事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	資格要件は不要です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
10	要求水準書	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	事業対象区域において、地下埋設部の老朽化等による更新工事で把握されているものがありますでしょうか。	地下埋設部の老朽化等による更新工事の予定が確定しているものではありません。
11	要求水準書	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	道路照明が工事業務対象となっていますが、照明を途切れさせないため、新設した道路照明を架空線対応で点灯し、既設道路照明を工事業務期間中に撤去してもよろしいでしょうか。その際の架空線設置費用については設計変更対応との認識でよろしいでしょうか。	道路照明工事は、当初契約の工事内容には、含まれておらず、関係機関と調整が整えば追加施工する予定です。 なお、架空線等が必要となった場合は、近畿地方整備局と協議願います。 入札説明書添付2「要求水準書」第3章2. の記載内容を訂正します。
12	要求水準書	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設として地下埋設物(水道、ガス(低圧))、信号・感知器等が示されていますが、移設対象施設の移設箇所や範囲並びに当該施設の管理者との協議の進捗について事業契約締結後に情報共有して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	移設対象施設の移設箇所や範囲並びに施設の管理者との協議の進捗については、応募時及び契約後の貸与資料である、「上鳥羽南地区他電線共同溝基本設計業務」の成果により情報共有します。
13	要求水準書	8	第2章	1	(1)	一般事項	「(前略)電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする」とありますが、「地域住民等関係機関」とはどのような機関を想定しているのかご教示願います。	本事業を円滑に進めるために調整が必要となる地域住民や店舗及び関係機関を想定しています。
14	要求水準書	17	第2章	4	(5)	占用業者等との電線共同溝の協議	記載されている占用業者がすべてと認識でよろしいでしょうか。	現時点では記載している占用企業を想定していますが、詳細設計の際に、再度確認し、詳細設計成果に反映して下さい。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書	31	第3章	1	(14)	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正は、本工事期間中の補正値を算出し、変更契約において行うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	37	第3章	3	(2)	コリンズへの位置情報の入力	本PFI事業の工事業務につきましては工事・実績情報データベースであるコリンズへの登録ができるようですが、設計業務及び工事監理業務、各種調整業務等につきましてはテクリスへの登録について言及がございません。同データベースのテクリスへの登録（可能となった時点での遡及登録含む）ができるようにご検討願います。 テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	PFI方式による業務はテクリスに登録することはできません。 今後の事業の参考意見とさせていただきます。
17	要求水準書	43	第3章	3	4)	ICT活用について	ICT建機による施工について、MC建設機械の記載はありませんが、マシンガイダンス建設機械の活用は別途協議だと考えてもよいのか。また、舗装工種以外の活用を提案・協議の後承認された場合も設計変更の対象という認識でよろしいかご教示願います。	入札説明書添付2「要求水準書」について、「舗装工」に関するICT活用の記載となっていたため、「舗装修繕」に関する記載に訂正し、マシンガイダンス建設機械についても活用を認めるものとします。 また、舗装修繕工種以外の活用については近畿地方整備局に提案・協議を行い、承認された場合は施工者希望Ⅱ型として取り扱い、設計変更の対象とします。
18	要求水準書	50	第3章	3	(7)	交通安全管理	交通誘導警備員の計上について、A1名、B2名、交替要員のA1名の計4名／日の認識でよろしいでしょうか。また、警察及び地元住民等からの要請により、交通誘導警備員の配置人数を増やす場合は、設計変更の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	交通誘導警備員の計上については、ご理解のとおりです。 配置人数の変更に関しては、近畿地方整備局と協議願います。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	様式集及び記載要領	-	-	-	様式2-9①	見積提出依頼書	6.その他「見積により採用した歩掛等については、見積参考資料として周知します。」とありますが、周知する時期について具体的にご教示お願いします。事業費算出に係るため、可能な限り早期の周知をお願いします。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日に、近畿地方整備局ホームページの掲載により公表する予定です。
20	事業者等が付す保険等	1	第1章	1	(3)	履行保証保険	設計・建設工事契約履行保証保険の保険期間が7年を超える場合、7年の超過期間に対しては保険期間を分けて対応することは可能でしょうか	付保条件は、入札説明書 添付4「事業者等が付す保険等」に記載のとおりです。
21	事業者等が付す保険等	-	第1章	1 2 3	(3) (3) (3)	付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）までの契約としてよろしいでしょうか。	調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の提案期間に応じ、契約してください。
22	事業者等が付す保険等	-	第1章	1 2 3	(3) (3) (3)	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	付保条件を満たすことが確認できれば改めて加入する必要はありません。
23	事業者等が付す保険等	-	第1章	2	(3)	付保条件	⑤「保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む。）」とありますが、保険会社に問合せした結果、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 《限度額(例)》 保険金額：1事故限度額5,000万円（期間中限度額1億円）	保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む）としてください。支払限度額の設定は可能とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
24	事業者等が 付す保険等	-	第1章 第2章	-	(3)	付保条件	第三者賠償責任保険については、その補償額は事業者が任意に設定するという理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
25	事業費の算 定及び支払い 方法	2	第1章	2	-	事業費の内訳	表1 事業費の内訳 の建中金利について、貴局が設定している建中金利の利率について開示をお願いします。 また、建中金利の計算は、過年度の利息を翌年度に足した金額(複利のイメージ)で金利を計算する方式との理解でよろしいでしょうか。 建中金利の対象は施設整備費全てにかかるという考えでよろしいでしょうか。	第1文について建中金利は開示しません。 第2文はご理解のとおりです。 第3文は施設整備費全体にかかるものではありません。
26	事業費の算 定及び支払い 方法	3	第2章	2	-	支払い方法の基本的事項	「～維持管理開始日が令和16 年4月1日以前となった場合は、予算措置が行われることを条件として、～」とありますが、予算措置が行われるか否かが判明するのは引渡し予定日のどれくらい前になるでしょうか。	引渡予定日の2年前を想定しています。
27	事業費の算 定及び支払い 方法	3～4	第2章	3	(1)	(イ)基準金利	貴局が設定しているスプレッドの利率について開示をお願いします。 また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	スプレッドの利率及び設定根拠については、開示しません。 なお、基準金利にスプレッドを加えた割賦金利は2.207%で想定しています。
28	事業費の算 定及び支払い 方法	3～4	第2章	3	(1)	(イ)基準金利	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。 我が国の国債金利(8年もの)は、過去8年の推移で約0.6%～1.5%変動しています。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	質問回答No.27を参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	事業費の算定及び支払い方法	5	第3章	-	(2)	設計業務完了時	「設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、(1)で算定した事業費の内訳を修正する。」と記載されていますが、詳細設計完了後に変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務完了時では事業費の内訳を修正して確定し、本施設引渡日の30日前までに事業費を変更して、変更契約を行います。
30	入札時積算数量図面書	-	-	-	-	数量総括表	適用単価は、入札書の提出締切日時点を採用するという理解でよろしいでしょうか。	適用単価は、入札書の提出締切月時点を採用します。
31	入札時積算数量図面書	5				数量総括表（調査・設計業務）詳細設計業務	交差点照明施設設計(2箇所)は事業区間内でどの交差点が対象となりますでしょうか。	対象交差点は、中山稻荷交差点と上鳥羽横断歩道橋付近の交差点です。
32	入札時積算数量図面書	4～7				数量総括表（調査・設計業務）詳細設計業務	設計単価の適用年度は、積算時には令和7年10月を採用しますが、業務開始後には令和8年の単価を採用し、単価スライドの変更があるという理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務に適用する単価は、令和7年度設計業務委託等技術者単価及び令和7年度公共工事設計労務単価とします。 業務開始後もしくは契約締結後、令和8年度設計業務委託等技術者単価及び令和8年度公共工事設計労務単価を採用する場合は、近畿地方整備局より別途連絡します。
33	入札時積算数量図面書	12	電線共同溝	仮設工			仮設工において、覆工板設置・撤去等の工程が含まれておりません。特殊部設置等において、覆工板設置・撤去が必要となった場合は設計変更協議対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	覆工板設置・撤去について想定していませんが、現地踏査や関係機関との協議などから、覆工板設置・撤去が必要となった場合は、近畿地方整備局と協議し設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
34	入札時積算数量図面書	39	-	-	-	数量総括表	調整マネジメント業務(工事段階)の8年設定は、事業の効率化を図るための、設計段階で実施する調整マネジメントを含んでいるという理解でよろしいでしょうか。	調整マネジメント業務(工事段階)の実施期間は7年間とし、調整マネジメント業務(設計段階)の期間を含まないこととします。 入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」を訂正します。
35	入札時積算数量図面書	119				舗装平面図(1)	本図面記載のとおり、本事業での舗装本復旧工事は部分的なものであると認識をいたしましたが、協議により本復旧範囲の増加した際は設計変更の対象でしょうか。	本復旧工事の範囲について、増減等があれば近畿地方整備局と協議し設計変更の対象とします。
36	見積参考資料	12				交通管理工(夜間)	交通誘導警備員の総人数をご提示お願いいたします。また警備員Aと警備員Bの内訳もございましたらご提示いただけないでしょうか。	交通誘導警備員(A)、(B)の人数については、見積により採用した歩掛等と併せて後日提示します。 「後日提示」については質問回答No.19を参照ください。
37	見積参考資料	50他	-	-	-	見積参考資料(別紙)	各独自歩掛において、「後日提示」と記載されていますが、どのような方法での通知となるのでしょうか。また、具体的な時期をお教えください。	質問回答No.19を参照ください。
38	見積参考資料	55	-	-	-	工事監理業務	工事監理業務の監理業務の昼夜区分は、工事業務と同様に夜間という理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務の昼夜区分については、当初は夜間を想定していません。 業務を進めるにあたって必要と認められる場合は、近畿地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
39	見積参考資料	56	-	-	-	維持監理業務	点検・補修業務の定期点検の昼夜区分は、歩車道ともに夜間という理解でよろしいでしょうか。	点検・補修業務(定期点検)の昼夜区分については、当初は夜間を想定していません。 業務を進めるにあたって必要と認められる場合は、近畿地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。